

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県庶務業務労働者派遣業務 1,399 人日分

(2) 調達案件の仕様

技術資料作成要領による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課及び総務部職員課

(4) 履行期間

平成 20 年 6 月 2 日から平成 23 年 5 月 31 日まで

2 技術資料の提出ができる者

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）であって、各自の技術力等を記載した資料（以下「技術資料」という。）の提出ができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の人材派遣に登録されている者であること。

なお、入札参加希望者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 3 月 10 日（月）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(4) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(6) 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができる職員を派遣できる者であること。

ア Microsoft Excel

イ Microsoft Word 又はジャストシステム一太郎

ウ インターネット閲覧用ソフトウェア

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号）第 4 条第 5 号、第 8 号又は第 10 号に掲げる業務に従事した経験を有する職員を派遣できる者であること。

(8) 7 の(1)の照会窓口にお問い合わせの方法その他県が定める方法以外の方法により、直接的であると間接的であるとを問わず、県の職員に技術資料の記載内容、提案方法等につき、情報の提供その他の援助を求めている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 応募手続等

(1) 応募及び入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課集中化事務担当
電話 0857-26-7496

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 技術資料作成要領の交付

平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=77789>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 技術資料の提出

入札参加希望者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(3)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は送付により提出すること。送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に提出すること。

なお、送付による提出は、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

5 技術資料の評価

2に掲げる資格を満たした者から提出された技術資料は、6により無効となるものを除き、庶務業務労働者派遣事業者指名審査委員会において審査・評価等を行い、競争入札参加者を指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

なお、指名しないこととした技術資料の提出者に対しても、その旨及びその理由を書面により通知する。

6 無効となる技術資料

(1) 技術資料の記載欄のうち、会社名欄、代表者の職及び氏名欄又は所在地欄に記載がないものは無効とし、審査の対象としない。代表者印がないものも同様とする。

(2) 技術資料に記載された内容に虚偽があるものは、無効とし、審査の対象としない。

(3) 指名決定後又は契約締結後に技術資料の内容に虚偽があることが明らかになったときは、県は指名を取り消し、又は契約を解除する。

7 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は、4の(1)とする。

(2) 公募に応じて技術資料を提出した者（以下「応募者」という。）は、本件公募に基づく指名競争入札に参加を希望する者とみなす。

(3) 県から技術資料及び添付資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるには限らない。
- (6) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (7) 本件調達内容に係る説明会は、行わない。
- (8) 提出された技術資料及び添付資料は、応募者に無断で県がその審査及び説明以外の目的にはこれを使用しない。
- (9) 2に掲げる資格を満たした応募者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。
- (10) この公告に示した役務に係る平成20年度予算が成立しなかったときは、本件入札を中止する。